

事 務 連 絡

平成27年4月24日

各実施機関実施責任者 殿

各実施機関事務連絡担当者 殿

文部科学省科学技術・学術政策局

人材政策課

科学技術人材育成費補助金により雇用する研究者等に係る人件費の取扱いについて（追記）

平成 26 年 4 月 23 日付事務連絡「科学技術人材育成費補助金により雇用する研究者等に係る人件費の取扱いについて」で研究者等の人件費の取扱いについて、ご連絡しているところですが、平成 26 年度より新たに「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業」並びに「女性研究者研究活動支援事業（連携型）」が開始されました。このことを踏まえ、当該事業について追記し、下記のとおり取り扱うこととします。なお、「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」につきましては、「女性研究者研究活動支援事業」の取扱いに準じるものとします。

記

1. 対象となる事業

- ・ テニユアトラック普及・定着事業（（先進的取組活用促進プログラム）を含む）
- ・ ポストドクター・キャリア開発事業
- ・ 女性研究者研究活動支援事業（（一般型）、（拠点型）及び（連携型））
- ・ 科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業

2. 適用年度

- ・ テニユアトラック普及・定着事業（（先進的取組活用促進プログラム）を含む）については、平成 25 年度額の確定分から
- ・ ポストドクター・キャリア開発事業については、平成 26 年度交付分から
- ・ 女性研究者研究活動支援事業（（一般型）、（拠点型）及び（連携型））については、平成 26 年度交付分から
- ・ 科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業については、平成 26 年度交付分から

3. 基本的な考え方（原則）

上記の事業を実施するために本補助金により雇用され、人件費を充当されている者（以下「特任教員等」という。）については、各事業の補助対象となる活動にのみ従事する必要があります。しかし、各事業の補助対象となる活動以外の活動（他の研究、教育、診療行為等。以下「本事業以外の活動」という。）についても、適切なエフォート管理の下であれば従事していただくことが

できます。この場合、当該活動を行った分の人件費は、本補助金からの充当はできません。

4. 人件費の特例的取扱いについて（特例）

各事業の補助対象となる活動以外の活動を行った分であっても、補助事業の目的達成に直接的もしくは間接的に資すると判断される活動である場合の人件費については、補助金を充当すること（以下「人件費の特例的取扱い」という。また、人件費の特例的取扱いを受ける特任教員等を、以下「人件費特例研究者」という。）ができることとします。

※本事業以外の活動例として、特任教員等が他の競争的資金等を活用して研究活動を行う場合がありますが、特任教員等に対し本補助金のみにも頼ることなく、他の競争的資金等の獲得を促していくことは、本補助金の効果的運用及び補助事業期間終了後の人材育成システム導入の継続性確保、また、任期終了後のキャリアパスの確保という観点からも、合理的であると考えています。

（1）人件費の特例的取扱いの対象者について

① テニユアトラック普及・定着事業

（A）「個人選抜型」において人件費の支給を受けているテニユアトラック教員

（※機関選抜型において研究費のみ支援されているテニユアトラック教員は対象になりません。）

（B） テニユアトラック教員の研究支援のために雇用する若手の博士研究員

※本事業において、若手の博士研究員とは、以下の a 及び b に該当する者をいいます。

a. 本事業において、テニユアトラック教員の研究支援のために、本事業費を財源として雇用する者

b. 大学や企業等における安定的な職に就くまでの任期付きの研究職にある者で、40 歳未満の博士号取得者（博士課程に標準年限以上在学し、所定の単位を取得の上退学した者（いわゆる満期退学者）を含む。）

② ポストドクター・キャリア開発事業

（C） 「申請の対象となる取組」の企画、運営、実施等を行うコーディネート業務に関わる特任教員等

③ 女性研究者研究活動支援事業（（一般型）、（拠点型）及び（連携型））

（D） 「申請の対象となる取組」の企画、運営、実施等を行う特別の支援組織（以下「支援室」という。）においてコーディネート業務に携わる特任教員等

④ 科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業

（E） 「次世代研究者育成プログラム」において人件費の支給を受けている若手研究者

（※研究費のみ支援されている若手研究者は対象になりません。）

（F） 「研究支援人材育成プログラム」において人件費の支給を受けている研究支援人材

(2) 人件費を充当できる活動

① テニユアトラック普及・定着事業

(A) 「個人選抜型」において人件費の支給を受けているテニユアトラック教員

a. 本補助金を用いて行う研究活動

b. 当該テニユアトラック教員が本事業の目的に沿ったテーマで科学研究費補助金をはじめとする競争的資金等（人件費が措置され得る場合を除く。以下「他の競争的資金等」という。）を活用して行う研究活動。

c. 上記 a、b 以外の活動（但し、以下の「(3) 人件費を充当できない活動」は除く。）

※ a、b の研究活動のエフォート率は 60% 以上であること。

《考え方》

○本事業の目的は、研究活動の実施そのものではなく、人材育成を主眼としたテニユアトラック制度の普及・定着にあります。

○テニユアトラック制度では、実施機関において研究活動だけでなく、教育など多方面でも活躍する優れた人材として育て、その者を安定的な職に就かせることを目的としています。

○上記のような優れた人材を育成するためには、テニユアトラック期間中に研究活動に限らず、様々な活動を通して経験を積ませることが重要と考えています。

(B) テニユアトラック教員の研究支援のために雇用する若手の博士研究員

「キャリア支援のための活動計画書」に記載した計画に基づく若手の博士研究員の活動の一部として行う活動（エフォート率は、本事業を財源とする全仕事時間を 100% とした場合の 30% を上限とします。）

《考え方》

○本事業は、若手の博士研究員の能力開発に要する経費は、研究活動を支える基盤的な経費であるとの考え方のもと、テニユアトラック教員の育成だけでなく、公的研究費を支出する事業共通の意義として、広く我が国の未来を担う研究者を育成し、また育てられた人材を通じて研究成果を社会へ還元する意義を有しています。

○このため、本事業により雇用された若手の博士研究員が任期終了後に、大学等の公的研究機関の研究者はもとより、企業等で活躍する人材となるよう育成する必要があると考えています。

② ポストドクター・キャリア開発事業

(C) 当該事業においてコーディネート業務に携わる特任教員等

他の競争的資金等を活用して行う研究活動（エフォート率は、本事業を財源とする全仕

事時間を 100%とした場合の 30%を上限とします。)

《考え方》

- 本事業においてコーディネート業務に従事している特任教員等が、任期終了後のキャリアパスのために他の競争的資金等を活用して行う研究活動を認めることは本事業にとって重要と考えているところです。
- 一方で、本事業の目的は、博士号取得後 10 年以内のポストドクターや博士（後期）課程学生を産業界などの実社会の多様なニーズを踏まえた発想や国際的な幅広い視野などを身に付けた人材として養成し、大学教員や独立行政法人研究機関の研究者以外の多様なキャリアパスの確保を支援するため、企業等での長期のインターンシップを含むキャリア開発を組織的に支援するシステムを構築することであるため、当該特任教員等の活動の相当程度は、上記システムを構築するコーディネート業務等によって占められるべきであり、当該特任教員等が他の競争的資金等による研究活動を行う場合については、エフォート率が 30%を超えない範囲で、当該活動に係る人件費を本補助金により充当可能とすることが適当であると考えています。

③女性研究者研究活動支援事業（（一般型）、（拠点型）及び（連携型））

（D）支援室等においてコーディネート業務に携わる特任教員等

他の競争的資金等を活用して行う研究活動（エフォート率は、本事業を財源とする全仕事時間を 100%とした場合の 30%を上限とします。)

《考え方》

- 本事業では、支援室においてコーディネート業務に従事する者の任期終了後のキャリアパスについて配慮することを審査の観点の一つとしています。
- このため、本事業においてコーディネート業務に従事している特任教員等が、任期終了後のキャリアパスのために他の競争的資金等を活用して行う研究活動を認めることは本事業の意図するところです。
- 一方で、本事業の目的は、女性研究者が出産、子育て又は介護と研究を両立するための環境整備を行う取組を支援することであるため、当該特任教員等の活動の相当程度は、支援室において行うコーディネート業務によって占められるべきであり、当該特任教員等が他の競争的資金等による研究活動を行う場合については、エフォート率が 30%を超えない範囲で、当該活動に係る人件費を本補助金により充当可能とすることが適当であると考えています。

④科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業

（E）「次世代研究者育成プログラム」において人件費の支給を受けている若手研究者

- a. 本補助金を用いて行う研究活動
- b. 当該若手研究者が本事業の目的に沿ったテーマで科学研究費補助金をはじめとす

る競争的資金等（人件費が措置され得る場合を除く。以下「他の競争的資金等」という。）を活用して行う研究活動。

c. 上記 a、b 以外の活動（但し、以下の「(3) 人件費を充当できない活動」は除く。）

※ a、b の研究活動のエフォート率は 60% 以上であること。

《考え方》

○本事業の目的は、研究活動の実施そのものではなく、人材育成を主眼とした科学技術人材育成のコンソーシアムの構築にあります。

○コンソーシアムでは、実施機関において研究活動だけでなく、教育など多方面でも活躍する優れた人材として育て、その者を安定的な職に就かせることを目的としています。

○上記のような優れた人材を育成するためには、若手研究者が期間中に研究活動に限らず、様々な活動を通して経験を積ませることが重要と考えています。

(F) 「研究支援人材育成プログラム」において人件費の支給を受けている研究支援人材

a. 本補助金を用いて行う教育研修や研究支援活動

b. 本事業の目的に沿ったテーマで科学研究費補助金をはじめとする競争的資金等（人件費が措置され得る場合を除く。以下「他の競争的資金等」という。）の獲得支援あるいは研究活動支援に係る活動

《考え方》

○本事業の目的は、研究活動の支援そのものではなく、人材育成を主眼とした科学技術人材育成のコンソーシアムの構築にあります。

○コンソーシアムでは、実施機関において研究活動の支援だけでなく、教育・研修の機会を提供し、キャリアアップを図るシステムを構築し、専門性の高い研究支援人材として育て、その者を安定的な職に就かせることを目的としています。

○上記のような専門性の高い研究支援人材を育成するためには、研究支援人材が期間中に研究活動の支援に限らず、様々な教育・研修を通して経験を積ませることが重要と考えています。

(3) 人件費を充当できない活動

- ・ 人件費が措置されている活動
- ・ 補助事業の目的に合致しない活動

(4) 人件費特例研究者に関する提出書類

人件費特例研究者に対しては、本通知に定める様式①～③を用いて、当該活動の結果について報告を求めるとします。額の確定調査時には、調査担当者に添付の様式等、必要な書類を提示してください。

5. エフォートの取扱いについて

(1) 定時労働制の特任教員等について

①エフォートの管理

適切なエフォート管理の下、その活動ごとに負担すべき資金の人件費負担額を明確にするため、原則として、給与支給対象となる全業務（活動）時間と各業務（活動）の従事時間を把握・管理してください。

エフォート管理を行った上で、本事業以外の活動に関わる部分に対応する人件費については、本補助金を充当することはできません。

②エフォートの確認

エフォートの確認は、原則として、額の確定調査時に行います。額の確定調査時には、必ず調査担当者に、エフォートが確認可能な書類を提示してください。

(2) 裁量労働制の特任教員等について

裁量労働制は、業務の性質上、その業務の遂行の方法を大幅に労働者の裁量に委ねるもので、労働時間の制約を受けずに、業績に応じて給与等が支給される労働形態であり、労働時間と業績が必ずしも連動しない職種において適用される制度です。また、労働時間を労使協定等で定めた時間と「みなす」などしているため、裁量労働制においては、エフォート管理を行う際、時間というスケールで管理することは必ずしも適当であるとは言い難い状況です。

従って、裁量労働制が適用されている特任教員等（以下、「裁量特例特任教員等」という。）のエフォート管理については、以下のとおり取扱うこととします。

①エフォートの管理

人事責任者等は、裁量特例特任教員等のエフォートを把握し、裁量特例特任教員等に対して、労働条件通知書等の書面をもって業務内容及びエフォート率を通知してください。

②エフォートの確認

(A) 補助事業期間の終了後速やかに、裁量特例特任教員等及び担当責任者は、当該裁量特例特任教員等の業務の実施結果及び成果を把握・確認の上、「裁量特例特任教員等エフォート報告書」を作成し、人事責任者等に提出してください。また、補助事業期間中に裁量特例特任教員等が補助事業から離任する場合も同様とします。

(B) 額の確定調査時には、必ず調査担当者に「裁量特例特任教員等エフォート報告書」及びエフォート率を通知した労働条件通知書等を提示してください。

③人件費を充当する際の考え方

- (A) 原則として、裁量特例特任教員等の補助事業期間における給与支給総額（社会保険料等事業主負担分を含む）に、「裁量特例特任教員等エフォート報告書」の「I. 人件費に科学技術人材育成費補助金を充当する業務区分」のエフォートの率を乗じた金額を人件費として充当します。
- (B) 「裁量特例特任教員等エフォート報告書」の記載内容を確認するため、必要に応じて研究ノート等を確認させていただく場合があります。
- (C) エフォート率等が適正でないことが判明した場合は、人件費に充当する本補助金の額の一部又は全部を減額します。）

(3) テニユアトラック教員／若手研究者の研究活動のエフォートについて

テニユアトラック普及・定着事業／科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業については、補助対象となるテニユアトラック教員／若手研究者の要件として、「テニユアトラック教員／若手研究者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち研究活動に関するエフォートが 60%以上であること」としています。そのため、以下の A, B の研究活動のエフォート率を 60%以上とし、C の活動は 40%以内となるようにしてください。

① エフォートの確認

別添様式④「テニユアトラック教員 / 若手研究者の研究活動及のエフォートについて（要件）」を額の確定調査において、必ず担当者に提示してください。

なお、人件費が充当されていないテニユアトラック教員（採用後 3 年目以降の教員を含む）及び人件費が充当されていない若手研究者も本要件を満たす必要があります。

- A. 本補助金を用いて行う研究活動
- B. 他の競争的資金等を活用して行う研究活動
- C. 上記 A、B 以外の活動

(4) 科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業の補助金とその他の補助金等競争的資金により人件費を充当している育成対象者となっている研究支援人材の教育研修や研究支援活動のエフォートについて

科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業については、補助対象となる研究支援人材については、本事業の補助金交付の目的に合致しない業務に従事した場合には、当該業務の従事に対する経費は、補助金から支出することはできません。

また、4. (3) に記載のとおり、その他の補助金等競争的資金により人件費を措置されている活動についても、補助金から支出することはできません。

そのため、本補助金から人件費を充当した業務とその他の補助金等競争的資金から人件費

を充当した業務とを適切なエフォート管理により明確に分けて頂き、それぞれのエフォートに従って人件費を充当して頂く必要があります。ただし、エフォートは本事業の要件を満たす範囲内で機関が任意に設定できることとします。

①エフォートの確認

別添様式①「人件費特例特任教員等（兼 裁量特例特任教員等）エフォート報告書」を額の確定調査において、必ず担当者に提示してください。

- I. 本補助金を充当して行う教育研修 / 研究支援活動の業務
- II. 本補助金を充当しないで行う教育研修 / 研究支援活動の業務

以 上